

平成 25 年 3 月 27 日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

国際会計基準審議会（IASB）公開草案「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続（IAS第39号及びIFRS第9号の修正案）」に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会（IASB）が公表した公開草案「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続（IAS第39号及びIFRS第9号の修正案）」に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当たり、我々の意見が、貴審議会によるさらなる基準開発の助けとなることを期待する。

質問 1

IASBは、IAS第39号を修正して、ヘッジ手段の契約更改が、下記の条件のすべてに該当する場合に、かつ、その場合にのみ、ヘッジ会計の中止を生じないようにすることを提案している。

- (i) 契約更改が法律又は規制により要求されている。
- (ii) 契約更改の結果、集中化された相手方（「清算機関」と呼ばれる場合がある）が契約更改後のデリバティブの当事者のそれぞれにとっての新たな相手方となる。
- (iii) 集中化された相手方への契約更改により生じた契約更改後のデリバティブの条件の変更が、契約更改後のデリバティブの条件を実行するために必要なものに限定されている。このような変更は、当該契約が当初から集中化された相手方と行われていたとした場合に予想されたであろう条件と整合的なものに限定される。こうした変動には、契約更改の結果としての契約更改後のデリバティブの担保の要求の変更、集中化された相手方との債権債務残高を相殺する権利、集中化された相手方から課される料金などが含まれる。

この提案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。代わりに、どのような代替案を提案するか、また理由は何か。

質問 2

IASBは、集中化された相手方の利用の拡大を要求する法律又は規制の最新の変更から生じた契約更改に対処することを提案している。これを行うために、修正案の範囲を、こうした法律又は規制により「要求されている」契約更改に限定している。本修正案の範囲は、こうした立法又は規制から生じたすべての契約更改に救済を与えるものであることに同意するか。同意しない場合、反対理由は何か、また、範囲をどのように定義することを提案するか。

(回答)

1. 検討対象となっている範囲が不十分であり、結果として公開草案で提案されている適用範囲は適切ではないと考える。適用範囲を、法律や規制で「要求」されるものに限定したり、中央清算機関の利用を伴うものに限定したりすべきではなく、デリバティブの契約更改の全般とすべきである。
2. 我々金融機関は、純損益等に影響を与える可能性のある金利リスク等から生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いたヘッジ活動を行い、それを財務諸表に適切に表現するためにヘッジ会計を採用している。デリバティブの契約更改が、法律や規制で「要求」されたものであろうとなかろうと、中央清算機関の利用を伴うものであろうとなかろうと、そうしたヘッジ会計の目的は、契約更改の前後で変更はない。そのため、ヘッジ関係は継続しているとみなすべきである。
3. また、AG113A において、ヘッジ手段の契約更改から生じたヘッジ手段の公正価値変動は、契約更改後のデリバティブの測定およびヘッジ有効性の測定に反映させることが明確化されていることから、適用範囲を拡大したとしても、会計上の操作が行われるリスクは十分に制限されているものと考えられる。

(法律や規制で「要求」されるものに限定することについて)

4. 我が国においては、中央清算機関の利用が法律や規制により「要求」されるのは、主に実務的な事由から、法律や規制の発効日以降に締結された契約のみである。発効日以前に締結された契約は、中央清算機関の利用を「要求」はされない。
5. 一方、デリバティブのカウンターパーティーリスク管理の観点から、既存の契約についても、契約当事者同士が「自主的に」中央清算機関を利用するケースも想定される。公開草案の「要求」という表現が厳格に解釈されると、この「自主的な」中央清算機関の利用は、ヘッジの中止と扱わざるを得ず、問題は解決されない。

(中央清算機関の利用を伴うものに限定することについて)

6. 金融危機以降、我々金融機関が取り組んでいるのは、カウンターパーティーリスク管理の高度化であり、中央清算機関の利用はその一手法である。
7. カウンターパーティーリスク管理の高度化のために、我々は様々な手法を講じており、デリバティブの契約更改は様々な場面で発生する。
8. 例としては、グループ内のカウンターパーティーリスク管理の一元化のためにグループ内のスワップハウスに取引を集中するケースや、中央清算機関を利用しないで3社間で契約を変更するケース(デリバティブの契約相手が当該契約を他の第3者へ譲渡する)が挙げられる。
9. BC7でも、契約更改前に存在していたヘッジ関係を継続しているヘッジ関係として会計処理する方が、より有用な情報を財務諸表利用者に提供することになるとされているが、それはデリバティブの契約更改全般に言えることである。

以 上